

特定間伐等促進計画

三重県亀山市

平成25年9月

1. 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、67,000ha(年平均8,375ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や亀山市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度の8カ年間で2,263ha(年平均282ha)の間伐を行うことを、亀山市特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2. 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、亀山市の特定間伐等促進計画の区域は国有林を除く別図の範囲とする。

3. 特定間伐等の実施計画 別紙のとおり

4. 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成およびこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させるため、森林経営計画(森林法第11条第1項に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。)の作成を促進する。森林経営計画の作成にあたって、林業事業体から森林所有者に対して施業の方針や内容、実施した場合の収支等を明示したわかりやすい提案書を提示して働きかけ、提案型集約化施業を促進する。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

林業事業体が施業の集約化を進めるにあたっては、森林所有者の特定や森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成が必要である。こうした取組みに対し、市・県・林業事業体が連携して森林所有者の合意形成を図る。

5. 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

林内路網は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出の作業効率を高め、林業の持続的な発展を図る上で重要な基盤である。路網の整備にあたっては、各種林業機械が有効に機能するような森林作業道を配置するよう努める。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

素材生産の生産性向上には、高性能林業機械の導入による低コスト作業システムを構築する必要がある。高性能林業機械の導入にあたっては、経済的・効率的な面を考慮し、各種補助事業や融資制度を積極的に活用するよう努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

林業採算性の向上には、造林・保育に要する費用を縮減することが重要である。このため、植え付け作業が容易で活着率が良く、低コストなコンテナ苗を導入する。

6. 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

森林の循環を促進し、優良な木材を持続的に供給するためには、亀山市産材をブランド化し、需要を創出していくことが不可欠である。亀山市産材の利用拡大に向け、市内の素材生産・製材業者で組織された協同組合と協働して、公共建築物をはじめ民間公共施設、事業所等へイベント等を通じて需要を喚起する。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

亀山市産材の安定供給体制を構築するため、(供給側)素材生産業者と(需要者)木材市場や製材業者・合板向上・チップ工場等との供給協定を締結するなど連携を推進し、木材の供給力を向上させる。

7. 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

低コストで安定した木材生産を行なうためには、高性能林業機械を扱うオペレーターの養成と労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体を育成する必要がある。このため、三重県労働力確保支援センター等が行なう林業技術研修や経営相談など積極的に活用する。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

林業事業体は、木材の生産だけでなく、森林環境の管理者としての役割を担うことが求められている。そこで、森林施業の技術・技能に加え、持続性のある森林を守っていくための専門的な知識や高性能林業機械による作業や安全対策についての知識も必要となる。このため、三重県林業技術普及協会が行なう講習会に参加し、経営手法や技術を習得する。